

# 精神障害のある学生への合理的配慮

山下 京子

(2024年10月10日 受理)

## Reasonable Accommodations for Students with Mental Disabilities

Kyoko YAMASHITA

### Abstract

The Law for the Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities, amended in 2021, made the provision of reasonable accommodations legally mandatory from April 1, 2024. This paper reports on the current situation and issues faced by the Support Center for Special Needs Students, established ten years ago, and examines approaches to reasonable accommodations for students with mental disabilities. Additionally, this paper discusses current practices for providing reasonable accommodations to individuals with mental disabilities in post-graduation employment and considers the connections between these accommodations and those provided during their university studies.

**Keywords:** support for university students with disabilities 高等教育機関における障害学生支援, students with mental disabilities 精神障害のある学生, persons with mental disabilities 精神障害者, reasonable accommodations 合理的配慮, Law for the Elimination of Discrimination against Persons with Disabilities 障害者差別解消法

### 1. はじめに

2021(令和3)年に改正された障害者差別解消法が、2024(令和6)年4月1日に施行され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。高等教育機関における障害のある学生の修学支援に関しては、文部科学省による第3次まとめ<sup>1)</sup>が2024(令和6)年3月に出された。日本学生支援機構(JASSO)による2023(令和5)年度の『大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査』<sup>2)</sup>では、障害学生数は58,141人、障害学生在籍率1.79%であり、障害種別の障害学生数では、精神障害が18,943人と最も多く、全障害学生数の32.6%を占めていた。精神障害の学生への合理的配慮については、身体障害の場

合と異なり、個別性が高く、状態像の変動もあることから、配慮内容の決定に困難を伴うことが多い。このため、精神障害学生にどのような合理的配慮の提供が適切であるかを明確にすることは、障害学生支援において重要な課題となっている。

文部科学省による第3次まとめ<sup>1)</sup>には、合理的配慮の提供を受けるために、障害のある学生が意思表示できるように、セルフアドボカシー(自己権利擁護)を身に着けるように支援することも明記された。卒業後の就労を見据え、セルフアドボカシー・スキルの習得は非常に重要であると考えられるが、精神障害の場合、学生自身の障害特性の理解の程度も様々であることが多く、十分理解した上で適切な要請ができるようになることは、卒業後のキャリア発達を促進させることにつながると考えられる。ただし精神障害へのスティグマの問題もあり、精神障害の学生の場合、第3者による権利擁護支援という視点も必要であると考えられる。

本稿では、開室10周年を迎えた広島女学院大学障がい学生高等教育支援室(以下支援室と略)における障害学生支援の現状を紹介し、合理的配慮の提供において抱えている課題を明らかにしたうえで、精神障害のある学生に対して、どのような合理的配慮が社会的障壁の除去に効果的であり、かつ高等教育機関において、教育の目的・内容・評価の本質を変えずに実施可能であるかを考察する。さらに、精神障害のある学生の卒業後を見据えた長期的な視点から、在学中に提供される合理的配慮の在り方について検討を加える。

## 2. 支援室における障害学生支援の推移

2011年度から2013年度までの3年間、文部科学省による私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「障がい者のための高等教育支援研究」(研究代表者 山下京子)において全学的に障害学生支援に取り組み、障害のある学生を特別な教育的ニーズを持つ学生としてとらえることで、障害種別に関わらず、全学的な修学支援体制の構築を行った。また、教育における情報保障という観点からの支援システムの導入、すなわち多地点接続システムの導入による授業配信、多地点接続システムと音声文字化装置システムの組み合わせによる字幕付き授業配信が可能となった(山下, 2014)<sup>3)</sup>。この研究成果を基に、2014年度に支援室を開室した。

2014年度から2023年度まで支援室で関わった障害学生数について、図1に年度別、学年別に示した。10年間の障害学生数は延べ224人で、年平均22.4人であった。図1を基に、2014年度から2018年度までの5年間(前期と略)と、2019年度から2023年度までの5年間(後期と略)に分け、学年別の障害学生数の平均を求めたところ、前期では、1年生4.2人、2年生4.6人、3年生5.0人、4年生3.8人、過年度生0.8人、全学年18.4人であった。後期では、1年生7.2人、2年生5.8人、3年生6.8人、4年生6.2人、過年度生0.4人、全学年26.4人であった。支援室を

利用する障害学生数は、前期より後期が多くなっていたことから、支援室が関わる障害学生数は微増傾向にあると言える。学年別人数については、前期と後期の間に差はなかった。

次に、入学年度別に、支援室と関わった障害学生数の年次推移について、図2に示した。2014年度入学生から2020年度入学生までの過年度生を除く1年次から4年次まで4年間の延べ障害学生数の平均は21.6人で、最大が2019年度入学生で延べ30人、最少が2014年度入学生の延べ10人であった。2019年度生は、コロナ禍前に入学し、2年次3年次をコロナ禍により、遠隔授業の開始、大学行事の中止や規模縮小など、それまでにない大学生活を送り、コロナ禍収束に向

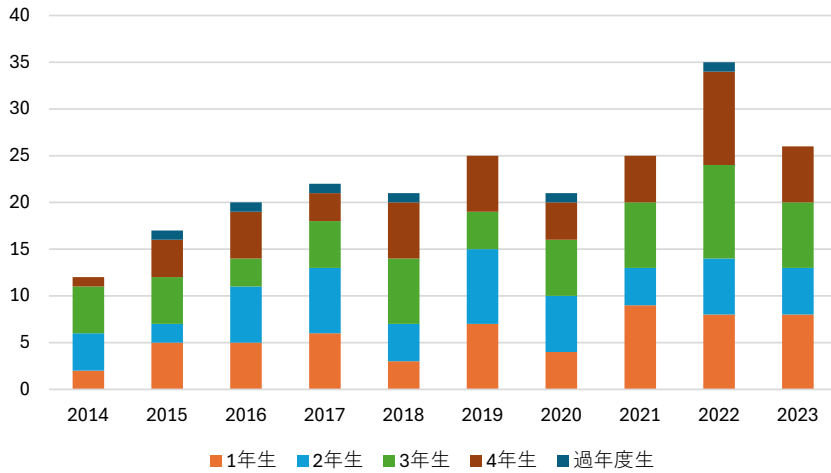


図1 年度別・学年別の支援室で関わった障害学生数

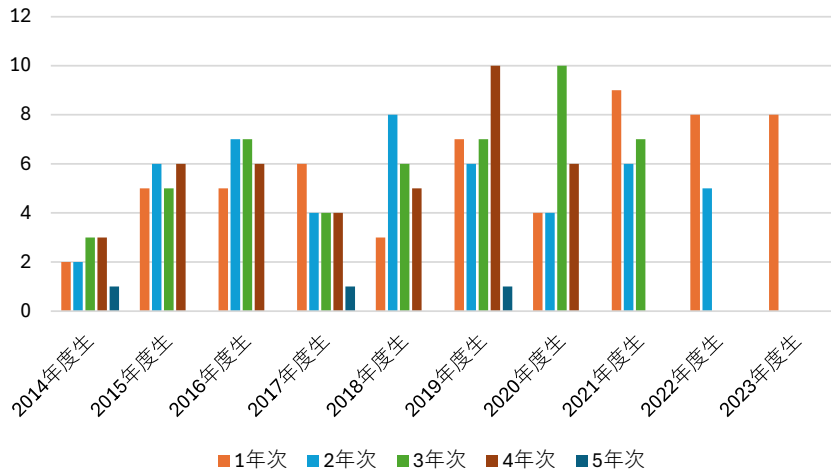


図2 入学年度別の支援室で関わった障害学生数

かった4年次（2022年度）によようやく通常の大学生活を送ることができるようになった学年である。3年次までと比べて、4年次で支援室と関わった障害学生数が多くなっている点の特徴である。

障害種別に支援室で関わった障害学生数(年度別)を図3に示した。障害種は、JASSO<sup>2)</sup>の分類に従った。図3を基に、障害種別に2014年度から2023年度までの10年間の延べ人数と割合を求め、図4に示した。図4に示されたように、「精神障害」が30%で最も多く、「発達障害」(17%)、「聴覚障害」(15%)と続いた。次に、前期5年間と後期5年間に分け、障害種別の延べ人数と割合を求め、前期を図5に、後期を図6に示した。図5に示したように、前期では、「精

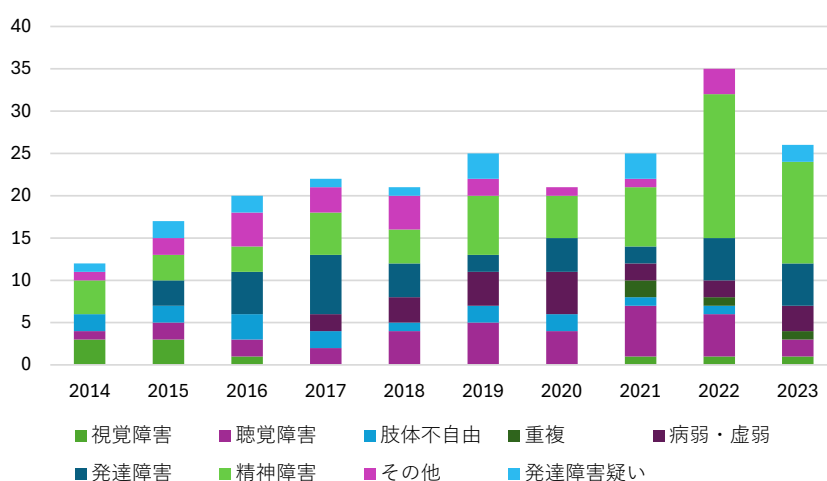


図3 障害種別に見た支援室で関わった障害学生数 (年度別)

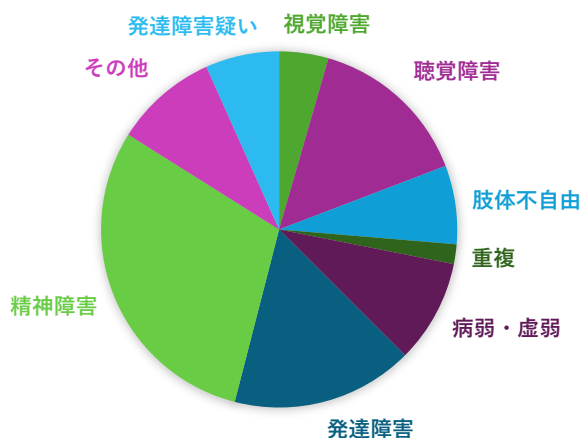


図4 2014年度から2023年度までの支援室で関わった障害学生の障害種別

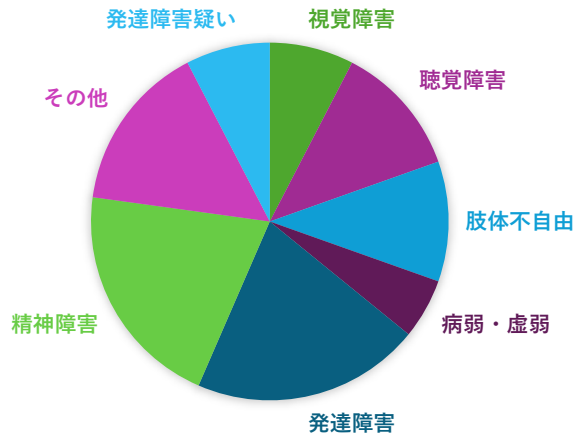


図5 2014年度から2018年度までの支援室で関わった障害学生の障害種別

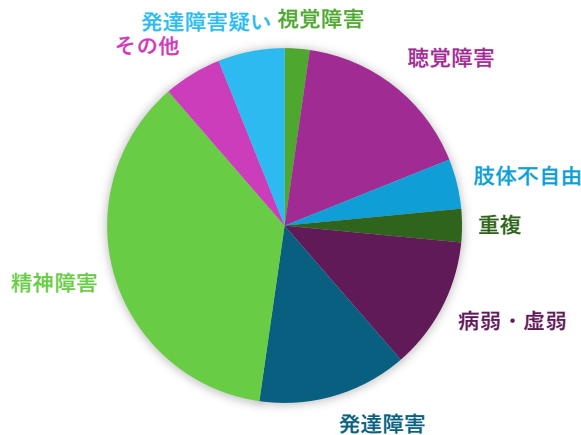


図6 2019年度から2023年度までの支援室で関わった障害学生の障害種別

神障害」と「発達障害」が21%と同じ割合で、「その他」(15%)、「聴覚障害」(12%)、「肢体不自由」(11%)となっていた。後期では、図6に示したように、「精神障害」が36%で最も多く、「聴覚障害」(17%)、「発達障害」(14%)、「病弱・虚弱」(12%)であった。前期と後期における障害種別に支援室で関わった障害学生数を図7に示した。図7に示されたように、「聴覚障害」「病弱・虚弱」「精神障害」が、前期より後期で多くなっていた。中でも、「精神障害」の人数が後期でより多くなっていることが特徴的であった。

なお、日本学生支援機構(JASSO)<sup>4)</sup>は、「知的障害」について、2023(令和5)年度調査までは「精神障害」の「他の精神障害」に計上してきたが、知的障害のある学生が増加してきたこ

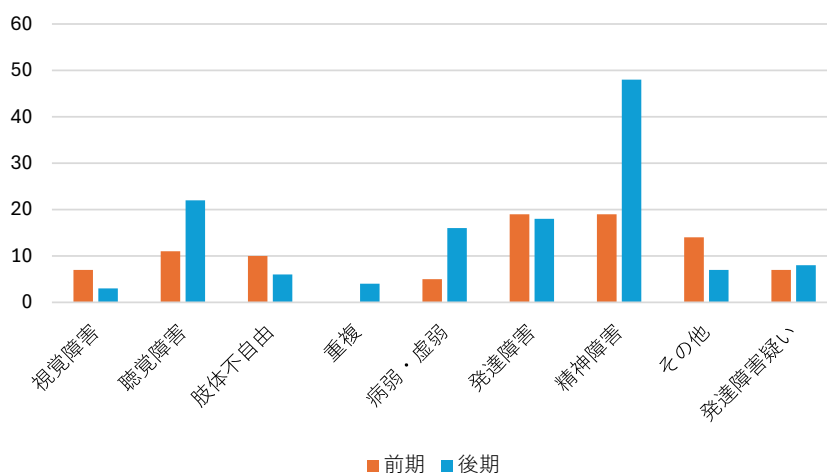


図7 前期・後期における障害種別に見た支援室で関わった障害学生数

とから、2024(令和6)年度調査から「精神障害」から分離して「知的障害」を追加したと述べている。また、これまで「重複」は、身体障害が重複しているものであったが、2024(令和6)年度調査から、「重複」を「重複障害」と変更し、身体障害の重複に、発達障害と精神障害の重複を追加した。

2014年度から2023年度までに支援室が実施した支援内容について、JASSO<sup>2)</sup>の分類に従い、授業支援と授業以外の支援に分けて整理した。表1に授業支援の内容と障害種について、表2に授業以外の支援と障害種について示した。なお、表2の「専門家によるカウンセリング」のみ、学内の心理士または保健師が実施した。授業支援では、表1に示されたように、聴覚障害と視覚障害に対しては固有の支援内容が見られたが、他の障害については固有の支援は見受けられなかった。聴覚障害と視覚障害に対する支援は、情報保障に関するものであった。授業以外の支援では、表2に示されたように、障害に固有の支援内容は見られなかった。

表1を基に、「精神障害」と「発達障害」に対する支援室における支援内容を比較すると、授業支援では、「ノートテイク」「試験時間延長・別室受験」「使用教室配慮」「実技実習配慮」は「精神障害」のみ、「解答方法配慮」「注意事項等文書伝達」「講義配慮録音・撮影」「授業内容代替・期限延長」は「発達障害」のみとなっていた。このうち、「精神障害」への「使用教室配慮」は10年間のうち単年度実施、「発達障害」への「解答方法配慮」「授業内容代替・期限延長」も単年度の実施であった。「出席に関する配慮」は、「発達障害」で10年間のうち単年度で実施、「精神障害」で10年間のうち7年間実施していた。次に、表2を基に、授業以外の支援を比較すると、「介助者入構許可」は「精神障害」のみ10年間のうち単年度実施、「日常生活支援」は「発達障害」のみ2年間の実施となっていた。

表1 授業支援

支援内容	障害種
点訳・墨訳	視覚障害
教材のテキストデータ化	視覚障害
教材の拡大	視覚障害
ガイドヘルプ	視覚障害 肢体不自由 重複
ノートテイク	聴覚障害 精神障害
パソコンテイク	聴覚障害
TAの活用	発達障害 精神障害 発達疑い
試験時間延長・別室受験	視覚障害 肢体不自由 重複 精神障害
解答方法配慮	視覚障害 重複 発達障害
PC持込み使用許可	視覚障害 聴覚障害 重複
注意事項等文書伝達	聴覚障害 発達障害
使用教室配慮	聴覚障害 肢体不自由 重複 精神障害
実技実習配慮	聴覚障害 精神障害
教室内座席配慮	視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 病弱虚弱 重複 発達障害 精神障害 その他
FM補聴器／マイク	聴覚障害
専用机イス・スペース	聴覚障害 肢体不自由
読上・音声認識ソフト	視覚障害 聴覚障害
講義録音・撮影	視覚障害 重複 発達障害 その他
配慮依頼文書送付	視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 病弱虚弱 重複 発達障害 精神障害 その他
出席に関する配慮	肢体不自由 病弱虚弱 重複 発達障害 精神障害 その他
学習指導	聴覚障害 病弱虚弱 発達障害 精神障害 発達疑い
授業内容代替・期限延長	聴覚障害 発達障害
履修支援	聴覚障害 肢体不自由 病弱虚弱 重複 発達障害 精神障害 発達疑い
学外実習等配慮	視覚障害 聴覚障害 病弱虚弱 発達障害 精神障害 その他
その他授業支援	視覚障害 重複 発達障害 精神障害

なお、支援内容についても、JASSO<sup>4)</sup>は、2024（令和6）年度調査から新たな項目を複数追加しており、例えば「グループワーク等の実施における配慮」「オンライン授業による対面授業の代替」など、今日の学生支援の現場で話題に上ることが多い項目が含まれている。

以上の支援室における障害学生支援の推移から、支援室で関わる障害学生数が微増しており、特に精神障害の学生が増えていること、発達障害の学生への支援内容と比べると、精神障害の学生への支援内容としては「出席に関する配慮」に特徴があることが示された。JASSO<sup>4)</sup>の調

表2 授業以外の支援

授業以外の支援	支援内容	障害種
学生生活支援	居場所確保	聴覚障害 発達障害 精神障害 発達疑い
	通学支援	肢体不自由 重複
	支援情報収集	視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 発達障害 精神障害
	情報取得支援	聴覚障害 病弱虚弱 発達障害 精神障害 発達疑い
社会的スキル指導	自己管理指導	聴覚障害 病弱虚弱 発達障害 精神障害 発達疑い
	対人関係配慮	聴覚障害 発達障害 精神障害 発達疑い
	日常生活支援	病弱虚弱 発達障害 発達疑い
保健管理・生活支援	専門家カウンセリング	聴覚障害 肢体不自由 病弱虚弱 発達障害 精神障害 その他 発達疑い
	医療機関連携	発達障害 精神障害 その他
	休憩室治療室	聴覚障害 肢体不自由 重複 発達障害 精神障害 その他 発達疑い
	介助者入構許可	視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 重複 精神障害
進路就職指導	キャリア教育	病弱虚弱 発達障害 精神障害 発達疑い
	障害求人情報提供	視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 発達障害 精神障害
	就職支援情報提供	聴覚障害 肢体不自由 重複 発達障害 精神障害
	インターンシップ情報提供	肢体不自由
	就職先の開拓 就活支援	聴覚障害 肢体不自由 発達障害 精神障害 発達疑い
その他授業以外支援		視覚障害 聴覚障害 肢体不自由 病弱虚弱 重複 発達障害 精神障害 その他 発達疑い

査の新設項目のひとつである「オンライン授業による対面授業の代替」にあるように、精神障害の学生にとって、合理的配慮の提供としての遠隔授業の実施は、検討すべき課題であると考えられる。

### 3. 精神障害のある学生への合理的配慮

障害種別にみると、高等教育機関に在籍する精神障害学生数の割合が最も大きいというJASSO<sup>2)</sup>の調査結果に示されたように、精神障害の学生への合理的配慮について検討が迫られている。精神障害の学生と修学状況の関係については、文部科学省による全国の国公立大学、短期大学、大学院及び高等専門学校を対象とした「令和5年度学生の中途退学者・休学者数の調査結果について」<sup>5)</sup>で、学生数に占める中退者数の割合は2.17%、休学者数の割合は2.95%であり、中途退学の理由としては、「転学・進路変更等」(22.0%)「学生生活不適應・修学意欲低下」(16.5%)「就職起業等」(14.4%)が主であったが、精神疾患も6.6%あった。また休学の理由としては、「海外留学」(13.7%)「精神疾患」(12.6%)「経済的困窮」(11.9%)であった。これらのことは、精神障害が修学状況に大きく関わっていることを示しており、精神障害の学生



への合理的配慮の必要性を裏付けるものと考えられる。JASSO<sup>2)</sup>の調査における精神障害の内訳では、「神経症性障害等」や「気分障害」が多く、「他の精神障害」「摂食障害・睡眠障害等」「統合失調症等」と続いていた。このように、精神障害は症状も多様で個別性が高いことから、合理的配慮の在り方も様々であると推測される。

実際問題として、精神障害の学生は、修学上、どのようなことに困っているのだろうか。成田・星野・八藤後・小野里・谷口(2019)<sup>6)</sup>は、大学生の修学困難と抑うつレベルの関連について検討を行っている。成田ら<sup>6)</sup>は、大学生535人を対象に、大学生版発達障害チェックリストである「困り具合に関するセルフチェックリスト」(国立特別支援教育総合研究所・日本学生支援機構、2009)<sup>7)</sup>と「SDS うつ性自己評価尺度」(三京房出版社)を実施した。その結果、抑うつ傾向が出現している学生は、大学生活において何らかの困り感を持っていること、大学生の困り感には、対人・対社会スキルを中心としたものと学習スキルを中心としたものの2種類が存在することを明らかにしている。

岸川・下中村・永井・時枝・横田・田中(2024)<sup>8)</sup>は、発達障害・精神障害の学生により申請された「必要な配慮(配慮内容)」と「修学上の困難(困難さ)」各836件を基に、配慮内容のカテゴリ分類、配慮内容に伴う困難さのカテゴリ分類を行っている。その結果、配慮内容について、「授業内容(情報)の提供」「提出期限延長」「レポート代替」「録画録音」「研究指導」「オンライン受講」「グループワークの形態」など19カテゴリに分類された。岸川ら<sup>8)</sup>は、同様の配慮内容であっても個別性が高いことを指摘している。次に、岸川ら<sup>8)</sup>は、配慮内容のカテゴリごとに困難さを整理し、「体調不良」「対人場面での強い不安や緊張」「タイムスケジュール管理」「注意・集中」など10カテゴリに分類した。さらに、上位概念「場面」を設定し、「出席関連」「対人場面」「課題・試験」「情報の取得」の4場面にそれぞれ該当するカテゴリを割り当てている。岸川ら<sup>8)</sup>は、これらの分析結果をもとに、合理的配慮の必要性を判断するプロセスで使用可能な、困難さと配慮内容に関するフォーマット作成を行っている。岸川ら<sup>8)</sup>も引用しているように、文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第2次まとめ)」(2017)<sup>9)</sup>において、内容決定の際の留意事項として、「合理的配慮の申出の内容が教育に関わるもの場合、まず、当該場面における教育の目的・内容・評価の本質(カリキュラムで習得を求めている能力や授業の受講、入学に必要とされる要件)に不当な差別的取扱いに当たるものや社会的障壁が存在し、それらが障害のある学生を排除するものになっていないかを個別かつ客観的に確認する必要がある。その上で、この本質を変えずに、過重な負担にならない範囲において、教育の提供方法を柔軟に調整する。」(文部科学省)<sup>9)</sup>とある。したがって授業の目的等により、配慮の内容や配慮実施の可否は異なる可能性があり、配慮内容の決定に際して授業担当教員の関与は重要であると、岸川ら<sup>8)</sup>は述べている。

岸川ら<sup>8)</sup>による困難さと配慮内容に関するフォーマットの中に、「出席関連」に修学上・生活上の困難として「体調不良等による遅刻・欠席」があり、必要な配慮として「欠席回の学習内容をレポート等の課題で代替」「オンラインでの受講を許可」があがっていた。岸川ら<sup>8)</sup>が、あくまでも「配慮申請内容」であると述べているように、精神障害の学生で配慮申請が多い内容であると推測される。精神障害の中でも、状態像が安定しにくいケースの場合、授業に出席することが困難となり、授業の欠席が重なることで単位修得困難となり、さらには休学や中途退学につながると考えられる。

精神障害の学生への合理的配慮について検討する際、発達障害を含めた広義の精神障害を対象とした研究は多く見受けられるものの、狭義の精神障害に焦点を当てた研究はまだ限定的であるように思われる。文部科学省による中途退学者・休学者数の調査<sup>5)</sup>に示されたように、精神疾患は学業継続に深刻な影響を及ぼし、修学を困難にする要因となっている。松田(2016)<sup>10)</sup>は、精神障害の中でも特にスティグマの強い統合失調症に焦点を当て、大学の人的環境を構成する学生216人と教職員38人を対象に、統合失調症を抱える学生の修学可能性に対する認識や合理的配慮について調査を行っている。その結果、松田<sup>10)</sup>は、環境側に、統合失調症の学生の修学可能性に対する消極的な認識があること、統合失調症の学生の修学上の困難さを学生個人の問題に帰して、環境側にバリアを見出す視点が欠けていること、評価の本質を変えずに合理的配慮を提供することに対して教職員の葛藤が生じることを、バリアとして挙げている。統合失調症の学生がスティグマを感じ、自己開示や支援の活用をためらうことが予想されることから、統合失調症を含む精神障害の学生への合理的配慮を考える際に、スティグマの軽減や当事者の自己開示を促進する環境整備の重要性を示唆していると考えられる。すなわち、精神障害の学生が、修学上抱えている困難さについて検討する時に、大学というコミュニティに社会的スティグマという社会的障壁が存在していることを前提として考える必要があるということだろう。

精神障害の場合、他の障害と比べてスティグマの問題がより顕著であることに加えて、単位修得と深くかかわる授業への出席が困難な場合が多々生じること、修学上の困難と機能障害との関連性が必ずしも明確でない場合があること、教育の目的・内容・評価の本質を変えずに調整することが難しい場合もあることなど、合理的配慮の提供において様々な課題が生じやすいことも特徴であると思われる。文部科学省による第2次まとめ<sup>9)</sup>では、「原則として、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出があることが必要である。」として、合理的配慮の決定において根拠資料を求めている。東京大学障害と高等教育に関するプラットフォーム (PHED)<sup>11)</sup>によると、「根拠資料には学生の心身の機能の障害（機能障害）の状態について客観性を担保するための情報を含み、提案される配慮との論理的整合性を記載することが求められる。」とあり、障害者手

帳や医師による診断書等が主なものとなっている。

諏訪・金山・望月・樋口・足立・阪上・水田・工藤(2020)<sup>12)</sup>は、発達障害を除く精神障害学生の場合、機能障害があることを示す資料として、医療機関の発行する診断書のみであると述べる。合理的配慮の提供には、学生が感じる学修上の困難と機能障害との関連について根拠が示されている資料が必要であるが(高橋, 2012)<sup>13)</sup>、諏訪ら<sup>12)</sup>は、診断書の記載内容が医師に委ねられているために、合理的配慮内容を検討するための情報としては十分とは言えないと指摘する。諏訪ら<sup>12)</sup>は、合理的配慮を希望した精神障害学生で、配慮決定過程において議論となった事例を検討して、①精神障害あるいは治療が継続して必要な精神疾患があると専門医が認めていること、②その障害が修学上の機能不全を引き起こしていること、③精神的、肉体的に安全に学生生活を送ることができること、④大学生活や修学の維持に必要な機能は保たれている、あるいは特定の配慮があれば保てること、⑤必要な治療を受けており、大学生活の続行が治療の妨げにならないことの5点について判断を可能とする「主治医意見書」フォーマットを作成した。さらに、諏訪・金山・樋口・望月・足立・阪上・森・水田・工藤(2020)<sup>14)</sup>は、「主治医意見書」を精神障害の根拠書類として運用し、精神障害学生101人の意見書の提出状況を調査したところ、22人の学生が提出した。諏訪ら<sup>14)</sup>によると、意見書未提出は79人おり、そのうち45人は授業の実質的変更を伴わないサポートのみ受けていた。また、22件の意見書の取り扱いについては、5件のみ学生の希望する配慮が認められ、17件については、支援者が学生と交渉、学生と主治医の対話、医師への確認のいずれか、または重複した対応がとられていた。このことについて、諏訪ら<sup>14)</sup>は、学生、大学、主治医の三者間の共通認識の欠如から生じたとして、主治医意見書の運用方法について検討を加え、学生が主体的に対話に加わるように変更した。諏訪ら<sup>14)</sup>によると、根拠書類は学生・主治医・大学が共通認識を持つためのものという目的意識が必須であり、三者のコミュニケーションを促進するツールとして用いることで、適切な合理的配慮の設定につながるとしている。

合理的配慮の提供は法的義務となったものの明確な基準はなく、高等教育機関における合理的配慮の事例の積み重ねにより実質的な基準が構築されると考えられているが、合理的配慮の実態報告やその効果に関する研究は少ないことが指摘されている(森光・篠田・高橋, 2024)<sup>15)</sup>。森光ら<sup>15)</sup>は8年間の障害学生支援の実践において、合理的配慮の正式文書が発出された61例を対象として、配慮内容や配慮の時期、障害種別による違いや配慮後の障害学生の状況について分析し、報告している。森光ら<sup>15)</sup>によると、発達・精神障害学生の方が身体障害学生より配慮開始時期が有意に遅く、合理的配慮の根拠資料として最も多く使用されたのは診断書(40人)で、次に心理検査結果(14人)であり、心理検査結果はすべて発達・精神障害の学生であった。また、合理的配慮の提供を受けた学生のうち、留年も含めて卒業に至った学生は全体の71%で、

留年のない学生は留年のある学生よりも有意に早い段階で相談につながり、合理的配慮が発出されていた。

早坂・新村(2022)<sup>16)</sup>は、合理的配慮を希望し支援認定を受けた障害学生32人(内24人が発達障害や精神疾患がある学生)を対象に支援の評価に関する調査を行っている。早坂ら<sup>16)</sup>によると、修学支援では「支援室から教員への配慮依頼」を評価する学生が最も多く、発達・精神系の学生は、身体系の学生に比べ、「職員やチューターによる学習支援」を評価する学生が有意に多かった。また、大学生活全般では、「困った時に相談にのってもらえた」が最も多くの学生に評価されていた。さらに、早坂ら<sup>16)</sup>は、5年間に卒業または退学した支援認定を受けた障害学生49人(内44人が発達・精神系の障害学生)を対象として、進路状況、休学・留年状況、支援状況について集計し分析を行っている。早坂ら<sup>16)</sup>によると、49人中44人の学生が卒業、5人(全員発達・精神系)が退学、49人中26人が卒業・退学までに休学または留年を経験し、49人中進路決定者は28人(就職25人、進学3人)であった。支援認定から卒業・退学するまでの期間は、「1年間以内」「2年間以内」が全体の76%を占めており、そのほとんどが3年生以上の高年次になってからの支援認定であった。これらの結果から、早坂ら<sup>16)</sup>は、大学卒業に必要な支援として、修学上の支障を学生が自覚した際に大学への支援申請にスムーズにつながるための相談体制と、登校意欲を維持するための支援を挙げている。

精神障害の学生への合理的配慮において、教育の目的・内容・評価の本質にかかわる場合が多い授業への出席に関連する支援内容について、大学がどのように支援決定するかは、様々な条件により異なってくるだろう。早坂ら<sup>16)</sup>が指摘するように、コロナ禍でオンライン授業が普及しても、大学の授業が対面中心ならば、登校して授業を受けることが依然として卒業へのハードルとなっていることは否めない。そのような状況下で、学生が自分の状態を把握し、どのような支援があれば修学上の障壁を除去できるかについて、言語化する力を養うことは、修学上の障壁を取り除くためだけでなく、卒業後の社会生活においても重要なスキルであると思われる。したがって、合理的配慮の決定過程において、精神障害の学生が第三者の援助を受けつつも、自ら支援を求めることができたという事実を積極的に評価し、支援者と対話を重ねる機会を提供することに、大きな意義があると考えられる。

#### 4. 精神障害者への合理的配慮

JASSOの令和5年度の調査結果<sup>2)</sup>によると、高等教育機関における障害学生の卒業率は、75.0%、就職希望率70.5%、就職率83.3%で、障害種別では、精神障害の卒業率65.1%、就職希望率66.0%、就職率79.2%、発達障害の卒業率71.6%、就職希望率65.1%、就職率74.8%で

あった。全障害学生の平均と比較すると、精神障害と発達障害の卒業率、就職希望率、就職率の全てにおいて低い結果であった。精神障害の内訳で、最も人数の多い「神経症性障害等」は、卒業率68.3%、就職希望率67.4%、就職率80.2%、次に多い「気分障害」は、卒業率59.9%、就職希望率62.7%、就職率76.5%、精神障害の内訳で最も少なかった「統合失調症等」は、卒業率63.6%、就職希望率63.2%、就職率58.1%であった。発達障害の内訳で、最も人数の多い「ASD」の卒業率74.7%、就職希望率63.0%、就職率71.3%、次に多い「ADHD」の卒業率66.9%、就職希望率67.7%、就職率80.5%であった。精神障害や発達障害の学生にとって、卒業だけでなく就職も大きな課題となっていることがわかる。

精神障害学生が卒業後に参加する社会では、障害者雇用に関する法制度が変化し続けているといわれる。長谷川(2023)<sup>17)</sup>は、2013年の障害者雇用促進法の改正により、障害者差別禁止と合理的配慮提供義務の規定新設(2016年4月施行)、精神障害者の雇用義務化が実現(2018年4月施行)したことを受け、雇用される精神障害者数が大きく進展していると述べる。長谷川<sup>17)</sup>によると、障害者雇用促進法における「障害者」には、①身体障害者(原則として身体障害者手帳の所持者)、②知的障害者(療育手帳の所持者や知的障害者判定機関に知的障害と判定された者)、③精神障害者のうち精神障害者保健福祉手帳の所持者、④精神障害のうち統合失調症、躁うつ病またはてんかんなどの罹患者で精神障害者保健福祉手帳を所持しない者、⑤各種の障害者手帳を所持しない、発達障害者や難病患者等で、長期にわたる職業生活上の相当の制限を受けるものが含まれると解される。長谷川<sup>17)</sup>は、雇用義務制度の対象となるのは①～③に限られ、差別禁止と合理的配慮に関する規定は①～⑤の全ての障害者が対象となることから、雇用義務制度の対象ではない者に対しても、事業主に合理的配慮の提供義務が生じることがあることに注意しなければならないと述べている。したがって、障害学生の就労にあたり、障害者手帳の取得は重要であるが、障害者手帳の取得の有無にかかわらず、合理的配慮の提供を求めることができるということを在学中に知識として伝達しておくことが必要であろう。厚生労働省(2023)<sup>18)</sup>の「令和5年 障害者雇用状況の集計結果」では、「民間企業(43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%)に雇用されている障害者の数は642,178.0人で、前年より28,220.0人増加(対前年比4.6%増)し、20年連続で過去最高となった。雇用者のうち、身体障害者は360,157.5人(対前年比0.7%増)、知的障害者は151,722.5人(同3.6%増)、精神障害者は130,298.0人(同18.7%増)と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。実雇用率は、12年連続で過去最高の2.33%(前年は2.25%)、法定雇用率達成企業の割合は50.1%(同48.3%)であった。」と報告されている。なお、法定雇用率は、段階的な引き上げが行われており、2024年4月に2.5%、2026年7月に2.7%となる(長谷川<sup>17)</sup>)。

このように民間企業における精神障害者の雇用者数は他の障害区分に比べ伸び率が大きくなっ

ているが、雇用後の定着率は他の障害区分よりも低い傾向にある(境, 2023)<sup>19)</sup>。厚生労働省(2024)<sup>20)</sup>の「令和5年度障害者雇用実態調査」における、企業に採用されてから令和5年6月1日までの勤続年数は、精神障害者が平均5年3月(前回平成30年実施時平均3年2月)、発達障害者5年1月(同3年4月)、身体障害者12年2月(同10年2月)、知的障害者9年1月(同7年5月)であった。境<sup>19)</sup>は、企業人事の立場から、合理的配慮の基本的な考え方について、障害者自身や受入れ企業が理解していても、実際に運用を始めると食い違いが起こることも少なくないと指摘し、「特に精神障害者への配慮については、可視化・共有化が困難なケースが多々あり、双方の理解を得るためには話合いの場を何度も設けるなど努力が必要である。」(p. 79)と述べている。また、精神障害者への合理的配慮について、境<sup>19)</sup>は、新規雇用での対応と企業在籍中に中途障害で精神障害者となった従業員のケースがあり、個別性が非常に高く、企業としても事例の蓄積が少なく過去の事例の適用が困難であることを指摘している。精神障害者の雇用義務化が2018年に開始されたことから、今後徐々に事例が蓄積されていくことが期待される。精神障害においては、個別性が高いことに加えて、精神状態も変動する可能性もあるため、田村(2023)<sup>21)</sup>は、精神障害者への合理的配慮において、精神障害者本人が自己の精神状態を的確に把握することや、それを職場や職務の実情に合わせた希望として、上長等に伝える力を培うことも重要であると述べている。精神障害者への合理的配慮の提供において、精神障害者との対話が重要であることは言うまでもないが、田村<sup>21)</sup>の言うように、精神障害者自身が自己の障害特性を理解し、セルフアドボカシー(自己権利擁護)のスキルを身に付けることで、精神障害者と雇用側や職場の上長等との建設的な対話を可能にすると考えられる。しかしながら、精神障害者の中にはコミュニケーションに課題を抱えている場合もあり、建設的な対話を進めるための支援が必要なこともあると推測される。

蔭山・濱田・横山(2023)<sup>22)</sup>は、地域生活全般において精神障害者が認識する権利擁護支援が必要な状況と対処方法を明らかにするために、ピアアドボケイト(権利擁護支援を行う精神障害者)13人とその他の精神障害者12人を対象として、グループインタビューを実施している。蔭山ら<sup>22)</sup>によると、就労における権利擁護支援の必要な状況として「就労に挑戦したいが就職の仕方を選択することが難しい」「病気を隠して働くが作業についていけず、病気を隠すことが難しくなる」「病気を伝えて働くが適度な配慮をしてもらえない」が挙げられており、自身による対処方法としては、それぞれ「就労するか否か自分なりの選択をする」「自分や障害特性に配慮してもらう」「トラブルが生じたときは支援者に相談する」であった。また、学校では、「病気のために学校で孤立する」「病気のことを教員に理解・配慮してもらえない」状況が挙げられ、「病気のことを理解してくれる場で過ごす」「受診や資格取得などに専門家の支援を得る」対処方法が報告された。蔭山ら<sup>22)</sup>は、「全体的に権利擁護支援が必要な状況については多く語

られた一方で、自身による対処方法としては環境から逃げるという消極的な対処が多く、交渉や相談など積極的に対処して解決に至った経験は少なかった。」(p. 791-792)と述べているが、「患者同士で支え合い、必要時職員に訴える」「利用者同士で相談する」など当事者同士での対処も見られたとして、ピアアドボケイトの必要性を強調している。

塩澤・川口・山田・安間・阿部・小池・五十嵐・小川・山口・藤井 (2024)<sup>23)</sup> は、研究における患者・市民参画 (Patient and Public Involvement: PPI) の手法を取り入れ、地域で生活する精神疾患当事者が抱く目標や期待する将来像についてインターネット調査を行っている。塩澤ら<sup>23)</sup>によると、研究チームは、精神疾患の経験のある2人を含む研究者9人と当事者として社会活動をしている1人の計10人で構成され、調査対象者は、精神疾患当事者135人で、357回答を分析対象とした。なお、調査対象者の平均年齢は45.0歳 (SD9.7)、性別は男性40.0%、女性58.5%、その他1.5%、診断名は「統合失調症」(47.4%)、「双極性障害」(20.0%)、「うつ病」(12.6%)、「発達障害」(11.1%)他であった。分析の結果、当事者が目指す目標や期待する将来像として13の大カテゴリが得られ、そのうち最も回答数が多かったのは「仕事に対する考え」(全回答数の13.2%)であり、条件に合った就労、就労を通じた自身の変化、就労を通じた希望の実現、就労の継続など多様な目標や意図が含まれていた。このことから塩澤ら<sup>23)</sup>は、従来就労の有無や期間で測定されることの多かった就労アウトカムについて、その意味付けなども加味した支援目標やアウトカムの設定が必要になると考察している。次に「恋愛・結婚・家庭に対する考え」(11.5%)が多かったが、塩澤ら<sup>23)</sup>は、当事者の恋愛や結婚に対する支援専門職の意識は高いとは言えず、今後支援者の関わり方なども含めた研究が必要となると述べている。また、塩澤ら<sup>23)</sup>は、当事者が地域生活を送るうえで、病気の克服や治療の終了という臨床的リカバリーに限らず、症状があったとしても自分らしく生きることや現状を維持することも重要視していることを示唆している。

氏田 (2023)<sup>24)</sup> は、国際労働機関 (ILO) による障害者のディーセント・ワーク実現に向けた取り組みを紹介している。氏田<sup>24)</sup>によると、ディーセント・ワークとは「働きがいのある人間らしい仕事、より具体的には、自由、公平、安全と人間としての尊厳を条件とした、全ての人のための生産的な仕事」で、1999年第87回 ILO 総会に提出された事務局長報告において初めて用いられ、ILOの活動の目標とされている。精神障害者のディーセント・ワークの実現については、蔭山ら<sup>22)</sup>や塩澤ら<sup>23)</sup>の調査結果に示されているように、精神障害当事者がディーセント・ワークを希望しているものの、現状としては困難であると考えられる。眞保 (2023)<sup>25)</sup> は、精神障害者の雇用と就労の現状と課題について取り上げ、精神障害者の雇用継続には合理的配慮の提供や適切な雇用管理だけではない要素があると指摘されているとして、配慮があり働きやすい職場であると認識していても自分の望む仕事内容でない場合に転職希望が生じると述べ

る。眞保<sup>25)</sup>は精神障害者をより基幹的な業務に携わる人材として採用に取り組む企業が出始めているとして、その際に重要な3点を挙げている。眞保<sup>25)</sup>によると、第1に、職場に相互に関連が深く、難度の異なる複数の仕事で構成される業務、すなわちキャリア・ラダーがある業務が必要であること、第2に、キャリア・ラダーを登り、キャリア形成するために、一定の勤続が必要であることを支援者も障害者も理解すること、第3に本業と関係のない業務や事務の周辺の仕事は、短期的視点では障害者雇用の選択肢の一つとなるが、中長期的視点ではモチベーションが上がりにくいことによる定着への課題が懸念されることである。これらのことは、精神障害者のディーセント・ワークを実現するためには、精神障害者への就労支援に加えて、雇用側である企業等への支援も不可欠であることを示唆している。

## 5. お わ り に

近江・落合(2024)<sup>26)</sup>は、増加する精神障害の学生へのサポート体制をどのように整備するかが大学に問われている喫緊の課題であるとして、大学におけるメンタルヘルスリテラシー教育の必要性を述べている。近江ら<sup>26)</sup>によると、メンタルヘルスリテラシーとは、「精神健康の向上、精神疾患の予防・早期発見・治療に必要な力やスキル」を指しており、近江ら<sup>26)</sup>は学生のメンタルヘルスリテラシーの向上を促し、メンタルヘルスケアの充実を図るために、スマートフォンを活用したメンタルヘルスチェック体制の構築を提案している。メンタルヘルスリテラシー教育は、精神障害のある学生にとっては、自身の障害特性を理解することや、自分の精神状態を的確に把握することにつながり、合理的配慮を求める際の第1歩となる。また、障害の有無に関わらず、メンタルヘルスリテラシーを向上させることは、精神障害に対する理解を深め、偏見や差別の解消に寄与すると考えられる。陰山ら<sup>22)</sup>において、「病気のために学校で孤立する」「病気のことを教員に理解・配慮してもらえない」という学校での状況が報告されたが、大学教職員もメンタルヘルスリテラシーの向上に努める必要があるだろう。

精神障害のある学生にとって、卒業は大きな目標であり、目標達成のためには、学生自身が学業に主体的に取り組む姿勢が求められる。精神障害では、症状の一つとして意欲の減退などがあり、カウンセリングなど心理的なサポートは当然必要であろう。精神障害のある学生が心理的サポートを受けながら、合理的配慮の内容についての話し合いに参加し、自分の意見を述べることができることが望まれる。その際、シラバスは大切な役割を果たすと考えられる。シラバスには、授業の目的・内容・評価などについて具体的に記してあり、学生はシラバスを読むことで、自分にとって、その授業を履修する際に困難なことは何かについて気付くことができる。また、シラバスに記載された項目は、授業の目的・内容・評価の本質を示すものでもあ



り、合理的配慮の決定に際しての留意事項である「教育の目的・内容・評価の本質を変えずに、教育の提供方法を柔軟に調整する」(文部科学省<sup>9)</sup>)とあるように、合理的配慮の決定において重要な指針となると考えられる。したがって、授業担当教員には、具体的でわかりやすい丁寧なシラバス作成が求められる。また、学生にとって、シラバスを読み自分の困難なことに気づくという、授業に対して主体的に取り組む姿勢は、卒業後の就労においても、ディーセント・ワークの実現につながると予想される。

合理的配慮の提供において、精神障害のある学生が、自分の障害特性や今の精神状態と、取り組もうとしていることに見出された困難さがどのようにつながるのかについて、対話を通して明確にする作業が必要とされる。学生は支援者との対話を重ねることで、自身の主観を他者はどのように捉えるのかについて知ることができ、自分の状態や困難に感じていることや、希望することなどを言語化していくことで、自己理解を深め、自分の置かれた環境についても理解し、自分の意見を伝えることができるようになると考えられる。対話ができることは、卒業後の就労場面でも大いに役に立つ力である。このように支援者との対話は非常に重要であるが、対話のきっかけとしては、学生の自ら支援を求める力によるところが大きい。精神障害のある学生の中には、支援を求めること自体に消極的な場合もあるので、大学においては、支援を求めやすい環境を整備していく必要があると思われる。何でも気軽に相談できる窓口の設置やチューター制度の活用などは、障害の有無に関わらず全ての学生にとって有効であると考えられる。

さらに、ピア(仲間)作りも大切であると考えられる。精神障害のある当事者同士のピアサポートが重要であることは言うまでもないが、大学という高等教育機関で共に学ぶ者としてのピア関係を形成することが望まれる。精神障害のある学生が、合理的配慮を受けて、他の学生と平等に教育を受ける権利を共有しそれを行行使する姿が、キャンパス内の至る所で見られることが、今後目指す大学の姿である。そこでは、障害の有無に関わらず、学生同士がピアとして互いに切磋琢磨し、学び合う関係が形成され、理解と認識が深まると考えられる。こうしたインクルーシブな教育環境は、彼らが卒業後に参画する社会をインクルーシブにする基盤を作ると予想される。大学での経験が、共生社会の実現に向けての第1歩となると期待される。

## 文 献

- 1) 文部科学省 2024 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第3次まとめ). ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext\\_01732.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html)) (2024年10月1日)
- 2) 日本学生支援機構(JASSO) 2024 2023(令和5)年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査. ([https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_)

- syugaku/2023.html) (2024年10月1日)
- 3) 山下京子 (監修) 2014 障がい者のための高等教育支援開発研究 平成23~25年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 研究成果報告書. 広島女学院大学障がい学生高等教育支援研究所.
  - 4) 日本学生支援機構 (JASSO) 2024 令和6年度 (2024年度) 障害のある学生の修学支援に関する実態調査 調査の手引き. ([https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_syugaku/2024.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/2024.html)) (2024年10月1日)
  - 5) 文部科学省 2024 令和5年度学生の中途退学者・休学者数の調査結果について. ([https://www.mext.go.jp/content/20240627-mxt\\_gakushi01-000013028\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240627-mxt_gakushi01-000013028_1.pdf)) (2024年10月1日)
  - 6) 成田奈緒子・星野常夫・八藤後忠夫・小野里美帆・谷口清 2019 大学生における特別支援ニーズと抑うつレベルの関連. 教育学部紀要文教大学教育学部, 53, 195-205.
  - 7) 国立特別支援教育総合研究所・日本学生支援機構 2009 高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する研究—評価の試みと教職員への啓発—(平成19年度—平成20年度). 独立行政法人国立特別支援教育総合研究. ([https://www.nise.go.jp/nc/report\\_material/research\\_results\\_publications/joint](https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/joint)) (2024年10月1日)
  - 8) 岸川加奈子・下中村武・永井友幸・時枝愛郁・横田晋務・田中真理 2024 発達障害・精神障害学生の「困難さ」と「配慮内容」の関係—合理的配慮要望書のカテゴリ分類—. 基幹教育紀要, 10, 45-57.
  - 9) 文部科学省 2017 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告 (第2次まとめ). ([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm)) (2024年10月1日)
  - 10) 松田康子 2016 精神障害を抱える学生への障害学生支援を考える—統合失調症を抱える学生の修学上のバリア・合理的配慮とは—. 北海道大学大学院教育学研究院紀要, 127, 41-61.
  - 11) 東京大学 障害と高等教育に関するプラットフォーム (PHED) 根拠資料とその取扱いに関する専門部会 (SIG-DG). (<https://phed.jp/sig/dg/>) (2024年10月1日)
  - 12) 諏訪絵里子・金山大祐・望月直人・樋口隆太郎・足立浩祥・阪上由香子・水田一郎・工藤喬 2020 精神障害学生の根拠書類としての「主治医意見書」の作成. CAMPUS HEALTH, 57, 2, 154-160.
  - 13) 高橋知音 2012 発達障害のある大学生のキャンパスライフサポートブック. 学研教育出版.
  - 14) 諏訪絵里子・金山大祐・樋口隆太郎・望月直人・足立浩祥・阪上由香子・森千夏・水田一郎・工藤喬 2020 精神障害学生に対する根拠書類の運用プロセス—「主治医意見書」の在り方から考える—. CAMPUS HEALTH, 57, 2, 161-168.
  - 15) 森光晃子・篠田直子・高橋知音 2024 信州大学の障害学生支援における合理的配慮の実態と課題. 信州大学総合人間科学研究, 18, 17-29.
  - 16) 早坂浩志・新村暁 2022 障害学生に有効な支援の検討—支援学生へのアンケート調査と卒業・退学学生の分析—. CAMPUS HEALTH, 59, 2, 70-76.
  - 17) 長谷川珠子 2023 精神障害者の雇用に関する法制度と裁判例. 産業精神保健, 31, 2, 63-73.
  - 18) 厚生労働省 2023 令和5年障害者雇用状況の集計結果. ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36946.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36946.html)) (2024年10月1日)
  - 19) 境浩史 2023 企業における精神障害者への合理的配慮の実際と課題—企業人事の立場から—. 産業精神保健, 31, 2, 79-83.
  - 20) 厚生労働省 2024 令和5年度障害者雇用実態調査の結果. ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39062.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39062.html)) (2024年10月1日)
  - 21) 田村綾子 2023 精神障害者支援における合理的配慮の意義. 産業精神保健, 31, 2, 74-78.
  - 22) 藤山正子・濱田唯・横山恵子 2023 精神障害者が認識する権利擁護支援が必要な状況と対処方法. 日本公衆衛生雑誌, 70, 11, 784-794.
  - 23) 塩澤拓亮・川口敬之・山田悠平・安間尚徳・阿部真貴子・小池純子・五十嵐百花・小川亮・山口創生・藤井千代 2024 地域で生活する精神疾患当事者が抱く自身の目標や期待する将来像—アンケート調査の内容分析—. 医療と社会, 34, 2, 201-216.

- 24) 氏田由可 2023 障害者のディーセント・ワーク実現に向けたILOの取り組み. 産業精神保健, **31**, 4, 170-174.
- 25) 眞保智子 2023 精神障害者就労の現状と課題—求められる能力開発による活躍推進—. 産業精神保健, **31**, 4, 175-183.
- 26) 近江翼・落合洋士 2024 本学学生のメンタルヘルスケア—メンタルヘルスチェック体制の構築に向けて—. 埼玉大学紀要 (教養学部), **59**, 2, 17-32.